

高知市雇用対策協定書

高知市（以下「市」という。）及び高知労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり「高知市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と労働局が、相互に連携して、雇用対策に関する施策等を総合的、効果的かつ一体的に実施することで、地域経済の活性化と市民の暮らしの向上を図ることを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組の内容や実施方法を事業計画として定め、これを推進させるため定期的に協議を行うものとし、必要に応じて改訂を行う。

2 前項の事業計画に係る事項について、市及び労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

（要請等）

第3条 高知市長及び高知労働局長は、それぞれが取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 高知市長及び高知労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する施策の取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、高知市長及び高知労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年11月 8日

高知市長

岡崎誠也

高知労働局長

柳澤恭仁